




# 別紙添付③

裁判所書記官印 

## 証 人 調 書

(この調書は、第2回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事 件 の 表 示	平成25年(ワ)第6239号
期 日	平成27年6月12日 午前10時00分
氏 名	駒田久
年 齢	
住 所	
宣誓その他の状況	裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、証人が偽証をした場合の罰を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

## 陳 述 の 要 領

別紙反訳書のとおり

せん せい しょ  
宣 誓 書

りょう しん したが ほん どう  
良心に従って本当のことを

もう あ  
申し上げます。

し かく  
知っていることを隠したり、

もう あ  
ないことを申し上げたりなど、

けっ  
決していたしません。

い しょう ちか  
以上のおり誓います。

氏 名 駒田 久  

被告地所代理人坂本

乙A第25号証を示す

この陳述書は、証人の話をもとに作成し、証人が内容を確認の上で署名押印されたものですね。

間違いありません。

何か修正すべき点はありますか。

ございません。

証人の経歴については、平成18年4月から法務室長を務められ、以後昨年4月まで法務部門で室長、部長の職につかれていたということによろしいですか。

はい。

では、証人が原告大洋社とやりとりをするようになったことについてお聞きします。

はい。この案件についてちょっといろいろと、なかなか紛糾していたものですから。ただ、もう少しやっぱり会社として共同事業者である大洋社さんと円満な解決に向けて話をするべきだという会社の方針がございまして、ただ一方で事業部門のほうではちょっと感情的なしこりがいろいろとあったものですから交渉担当者をチェンジしたほうがいいという方針になりまして、私ども法務室が担当することになりました。まあ、法務室が担当するというのは、この案件はもしかするとこの先係争になるかもしれないといったことも踏まえての判断だと思えます。

証人は堀内氏と何度も面会をされたり、連絡をとっていたということですが、それに対し、堀内氏の陳述書の中では、証人が何回も具体性のない円満解決の提案と称する不誠実な提案をして、解決を引き延ばすことを主眼とするしか思えない行動を何回も繰り返していたなどということを述べられ

ているんですけれども、この点について何かありますか。

はい。感情的なしこりがあったということは聞いてるんですが、1月から、私も初対面でございますので、いろんな動きがある中で堀内社長とコミュニケーションを図って、リアルタイムでいろんなお話をさせていただいて、その中で解決の糸口を見つけようと思って何度も足を運びました。そのときには確かにきっちりした提案ができなかったこともございます。そういった中でお忙しい堀内さんを煩わせたのは申しわけないと思っております。

では、やりとりの経過の中で建物の引き取りについて問題となったことについて確認します。堀内氏は陳述書の中で、鹿島建設の引き渡しの拒否は三菱地所と共謀の上であったと、そういうことを述べておられるのですけれども、事実はどうですか。

共謀といった事実はございません。K Oパネル、安全性に関連する建物についての問題でしたので、その安全性が解消できない限りはやっぱり引き渡しを受けられないというのが基本的な方針でございます。その中で我々の意向を大洋社さんのほうにお伝えして、同じような意向であるかどうか確認するといったことをさせていただきました。

では、次にTMKの破産申し立てに関してお聞きします。まず、平成22年11月末ころにTMKから、解散事由に該当する可能性があり、監督官庁から解散ないし法的整理の手續への移行を示唆されていることの連絡とTMKの流動化事業の是正策の検討状況について報告をするようにとの要請があったのですね。

はい。

その後、さらに12月になってTMKから、平成23年1月31日を判断基準日として解散、法的整理、破産手續移行の要否を判断せざるを得ないことが記載された書面が来たのですね。

そうです。

そのような破産手続に移行するなどということは証人として予想できたことだったのか、あるいは驚くべきことだったのか、その点はどうですか。

私も長年法務を所管しておりましたので、TMKみたいなピークルがみずからの判断でそういう破産とかいう申し立てをするということとはほとんど想像してませんでした。ですから、あり得ないことだと思っておりました。

三菱地所としてはTMKが破産などをすることについては賛成だったのか、反対だったのかということについてはどうですか。

反対でございました。

その反対だったという理由は具体的にどういう理由からか、教えていただけますか。

一つには、やはり今後この案件を解決していく中で今の器としてのTMKがなくなってしまうと。要するに、もう出資自体が法的に意味がなくなるということはそのスキームを使えなくなってしまうので、非常に今後の解決案というのは狭まれてしまうといったことが一つございますし、あともう一つはやはり、我々もそうですし、大洋社さんも反対されてたと。反対されてる中で今後協議をしていくということになると、非常にこの解決に向けたハードルが高くなりますので、それも避けたいという思いがございました。

それで、証人はどのような対応をされたのですか。

TMKのほうからは報告を求められておりましたので、12月の下旬ですけれども、その状況を報告しました。余り進展してないということとこれから進めますというお話ですね。で、その後1月に入ってから、民事調停に入りますと。協力してくださいという話と、そのときはまだ破産というか、いろんなメニューの中で破産という話があった

んで我々はまだ破産というふうには明確には認識してなかったんですけども、法的整理については反対ですというお話をさせていただきましたが、TMKさんのほうからは12月、前年からの主張がずっとそのまま同じように来てましたんで私どものほうで書面を出しまして、調停に入るといふことと反対だといふことを述べた上で、それを確認するために東銀リースのほうに赴きまして、見上取締役のみならず、上席の部長さんとか役員さんの前で同じ趣旨のことをお話をさせていただいた記憶がございます。

乙A第27号証の1及び2を示す

乙A第27号証の1は2011年1月28日付、乙A第27号証の2のほうは2月8日付のそれぞれ証人から出されている書面ですけれども、今言われた反対の意向を示した書面というのはこれのことですか。

間違いございません。

結局、事実としてはTMKは4月20日に破産申し立てをしたわけですが、破産申し立ての事実は事前には知らされていなかったんですか。

はい、知らされておりました。

乙A第14号証を示す

これは4月20日のTMKからの連絡の書面ですね。

はい。

ここにはTMKとして最終的に法人の法的整理に向け、具体的な手続を開始することになった旨が書かれていますが、証人はこの書面を受領してどうされたんですか。

この法的整理というのが曖昧でしたので、それはもう踏み切ったということでございましたので、状況を確認するために見上さんのほうにご連絡をした記憶がございます。そこでは破産の申し立てをしたというお話を伺いました。

詳しい事実関係は分かったんですか。

詳細を教えてくださいませんでした。

証人は、その後どうされたんですか。

まずは、先ほど申しました、法的整理には反対だということを抗議するような趣旨のメールを送りました。で、調停に協力してくださいというお話と、あとは、申し立てたけれどもこれは何とかならないかということで弁護士とこの手続をどんなふうにもう少し、今調停をしてる最中で、おくらせたいとかいうような手だてがないのかどうかということを相談した記憶がございます。

#### 乙A第15号証を示す

今の回答でおっしゃった、反対のことをメールで申し入れたというのはこの4月21日付のメールということでよろしいですか。

はい、間違いございません。

では、実際にTMKが破産申し立てをした事実はいつ、どのようにして確認できたんですか。

これは、第2回目の調停の期日の後に鹿島建設さんのほうからお話があったございました。管財人就任予定のたしか三原弁護士さんという方がこの物件を見たいので案内してほしいという連絡が入ったという通知が、調停が終わって戻ってきたときに聞いたのが第一です。で、その後に会社のほうに、たしか利害関係人各位みたいな話だったと思うんですけども、申し立ての代理人のほうから破産開始決定が下りたという通知が来た記憶がございます。

堀内氏は、陳述書の中で、もしTMKの破産について三菱地所が東銀リースに反対していたのであれば一切東銀リースのSPC等のほかの業務は停止すべきであるのに多数の事務を行わせているなどということを書いておられるんですけども、この点について何かありますか。

はい。東銀リースさんとはこの所管分の事業グループ以外にもいろんなお付き合いがございます。で、事務管理の受託だけではなくて、ファイナンスとか、いろんなところで幅広いお取引をさせていただいたので、会社としての判断としてこの件一件で取引を停止するということにはならなかったんだと思います。

確認ですけれども、TMKが破産申し立てをして、三菱地所としてメリットになることは何かありますか。

ありません。

では、次に調停事件についてお聞きします。まず、平成23年1月31日に調停の申し立てをしたのはどのような理由からですか。

当初、最初大洋社さんと協議をさせていただいた当時は、実はある程度大枠を決めてからそれを調停に持っていくということを考えてました。ただ、1年間いろいろと協議をさせていただいてなかなかそうは立ち行かないという事態になったのとTMKさんのそういうお話があったりしたので、これはもう調停の場で協議をするというしか方法がないかなと思ひまして、最初構想してたのと違う形なんですけれども、先生方と協議した結果、やむを得ずもう民事調停という方策しかないかなということ判断したわけです。

本件を解決するためにはそういう方法をとるしかないというふうに思われたということですね。

はい。

#### 乙A第2号証を示す

これが調停委員が調停成立に至る経緯をまとめた調書ですけれども、これが作成された経緯について教えてください。

はい。残念ながらこの民事調停は不調に終わったんですけれども、今後このような係争になるということを想定して調停委員のほうでつく



ってくださいったものだと理解しております。

では、確認ですけれども、堀内氏は、出所不明ですけれども、三菱地所が東京地方裁判所の封筒まで使った脅迫状まで送らせたど、そういうようなことも言われているんですけれども、そのような事実はありますか。

ございません。

それでは、最後に何かあればお願いします。

はい。私は、この案件ですが、会社からの社命を受けまして、共同事業者さんである大洋社さんと円満に解決するようにと。円満な解決を模索するよとということて交渉の担当となりました。そういったことてでございますし、あとは、私、法務をやっておりまして、万が一ですけれども、場合によってはこういう訴訟になるということも想定しておりました。そうすると、この案件がやっぱり公開されるといった事態も念頭に置いておりました。そういったことて、私、この案件に関しましては、後で会社が後ろ指を指されるよと、そういうことにはならないよと関係当事者、今までのおつき合いはいろんな濃淡がございましてけれども、けじめをつけて、しっかり間合いを置きながら対応してきたつもりてございまして、例えばK Oパネルの件で鹿島さんと共謀したり、あるいはTMKの関係ていわゆる東銀リースさんと共謀したりといったことは一切ございません。

#### 原告代理人榎本

駒田さんの陳述書の中に、大洋との協議が進まないことを踏まえて、円満解決に向けて具体的提案を行う方針て進めたと。具体的提案というのは何かされましたか。

はい。段階を経てという形だったと思うんですけれども、一つは、たしか大洋社さんにこの物件を引き取っていただくというのて一つ。もう一つは、新しい器をつくって、そこに契約関係を移管するていった

2つの案を提案した記憶がございます。

まず、駒田さんが大洋と一番最初に会ったのは22年1月8日ということ  
いいですか。

はい。

それで、具体的な提案というのを書面で出されたことがありますよね。簡単  
な書面ですけど。

はい、ポンチ絵みたいな形の。

そうですね。

はい、構成図みたいなので。

それを出されたのは1月28日というご記憶はありますか。

すいません。2回出してると思うんですが。

ええ。1月29日が保証金の支払い期限だったんですよ。その前日に最初は  
出された。

じゃ、保証金の問題と絡めてそういったご提案をしたのかもしれない  
ん。ちょっとすいません。そこのところ、記憶が定かでございません。  
保証金の支払いと絡めて出したという記憶はありますね。

はい。そういう問題を協議することもあってご面会の時間をとって  
いただいたのではないのでしょうか。

で、書類を見ると1月28日なんですよ。まさに前日なんですよ。それは間  
違いないですね。

そういう日付でしたら、そういうことで間違いないと思いますが。

それで、そのとき示された案、これは建物を大洋が買わないか、もしくは三  
菱地所、鹿島と新会社をつくって引き取ると。ただ、この案はまだ社内でも  
了解をとれてないということが書かれてましたよね。

社内での了解と言いますが、こういう形で提案をするということは社  
内ではちゃんとコンセンサスを得てます。ただ、正式な機関決定をす

るという段階になりますと、それはまだ鹿島さんとこれから協議をしなければいけませんので、大洋社さんとの協議をして、鹿島さんとの協議をして、それでこれでいけるという話になると正式なそういう会社の決裁手続に入ると。ですから、一旦この段階ではまだ会社はその前段階になってます。

ただ、一応その案で鹿島の了解もとれ、社内的にもオーケーだというものはないということですよね。

はい、そういうことです。まずはやっぱり大洋社さんとお話することが第一なので、大洋社さんとお話した後で鹿島さんところに話を  
して。

それで、その中には具体的な金額とかというのは一切ないですよ。

ないと記憶してます。はい。

ですから、駒田さんが保証金の支払いの前日に提案されたというのも「じゃ、具体的に幾らで買い取って、もうすぐこういう形で進めましょう」というほどの案ではないわけですね。

はい。概念的な、こういうスキームでやっていきませんかというご提案だったと思います。

それから約1か月後の2月26日、このときもほぼ同じような図を描いたものを提案されてますね。

はい。そのときにはたしかみずから引き取るということはないというお話を先にいただいてたと思うので、後半なんですね。新しい器でというところでご提案したように記憶しておりますが。

大洋は引き取らないという前提での案ということですね。

はい。

でも、そこでもまだ鹿島との協議はできてないと、こういう前提のことが書かれてますよね。

はい、そのとおりです。

そうすると、もう保証金支払い期限が過ぎて1か月近くたって、社内的にも鹿島との関係でも、具体的にどういう会社をつかって幾らで引き取ってというのはまだ提案できてませんよね。

はい、そのとおりです。確かにいろんな問題が出てきておまして、で、一つ一つの問題、結構重要な問題ではございますけれども、ただ、当時の私の意識は、全体として大卒の話をきっちり大洋社さんと合意した上で次のステップに進まないと何も先に進まないなというふうに思っておりましたので、その段階ではまだ大洋社さんとしかお話をさせていただいております。

それで、その2月26日のときの提案に、解決金として3億円払うと、こういう提案をしていますね。

はい、ございます。

この解決金を3億円大洋に払うというのはどういう趣旨ですか。

これはまさしく解決金でございまして、法的な意味はともかく、これを、和解というか、そういう形でおさめるために私どもが大洋社さんにお支払いするといった趣旨でございます。

和解金を3億円払いますという提案はされたわけですね。

はい、そのとおりです。

それから、そのときの提案で、新会社で建物を引き取るという場合に借地条件というのはどういうふうにする。

きっちりしたお話をさせていただいているかどうかは別ですけど、当時借地条件は変えないことで交渉をしていたと思います。横滑りです。結局、地代の値下げとか、そういうものも一切しないで、そのままの条件で引き取りますよと、こういうことですね。

はい、そのとおりです。

ですから、少なくとも駒田さんが担当された1月8日からその次の2月26日までの間、そういう駒田さんの提案を大洋が聞いているように、協議ができないとか一切話し合いを拒否したということはないですよ。

そのときにはいろいろとお話をさせていただいて、私も協議をさせていただいてるという意識でございました。

それで、その後TMKの預金の差し押さえということがあったわけですが、この預金を差し押さえする前にも、差し押さえをするよと。だからどうするんだというような話は来てましたよね。

正確に申しますと、私もこういう仕事をしてるからあれなんですけれども、差し押さえというか、例の公証人の送達手続をやると。その先はまだ分からないというお話をされてました。

でも、それは暗に、そこまで行くかもしれないよと。どうするんだと。

いや、その事態はあり得るだろうというふうに思っておりました。

それで、差し押さえをした後も、差し押さえしたからこれでもう何の話もしないよということじゃなくて、差し押さえは預金で別にしてあるんだし、幾らでも話し合いがつけば預金を戻すとかいうことはあり得るんだということは聞いてますよね。

取り立てられた後、その取り立てたお金を、たしか定期預金か何かの証書を見せていただいたと思うんですけど、これで今大洋社は預かってるんだみたいなお話をされたのを記憶しております。

だから、もう一切話し合いをしないとか、そういう拒否の態度ではなかったですよ。

当時協議は継続中という、私もそういう認識でございました。

それから、その後に借地契約の解除の通知というのが出されてるんですけども、このときも事前に解除せざるを得ないよと、こういう話がありましたよね。

ございました。

だけど、具体的な中身は進まないで、結局は最終解除になったと、こういう経過ですよ。

はい。たしかその解除するぞというときに私は交渉担当者として信用できないみたいなお話があって、その後は急速にそういう方向に進んでいったというような状況でございました。

それから、解除をした後も、もう解除したんだからこれでおしまいだということではなくて、解除を白紙に戻すとかまた契約をやり直すとか含めて、まだ話し合いの態度はありましたでしょう。

はい。

もう一切話し合いしないという状況じゃなかったですよ。

その後も話し合いをさせていただいております。

それから、先ほど話に出ましたけど、調停を起こされましたよね。

はい。

それで、最終的に、最終段階の前ぐらいにですか、調停委員会から和解案というのが示されましたね。

和解案という名前というか、勧告。

勧告ですか。

うん、何か。すいません。和解と言うほど何か内容のあるものではなかった記憶なんです。

それはどんな内容だったんですか。

要するに、これから和解を、和解というか、調停手続を進めていく上でこういう認識を始めましょうみたいな、そんな内容のものでした。

それはどういう認識を始めましょうという話だったんですか。

要するに、私どもが大洋社さんとのいろんなリーマンショック後の交渉の中で、ちょっとすいません、正確な言葉は思い出せないんですけど

れども、不行き届きなところがあったことを前提に今後交渉を進めていきたいと思います。

それが調停委員会としてお話があったということですね。

はい。

ただ、その話には三菱地所さんが乗れないと。そんな前提はだめだということだったんですね。

はい、そういうことでございます。その前提となる認識自体が我々の認識と異なっていたところもございますし、そのとき既にもう調停でのいろんな手続自体をホームページでアップされていたので、そういったいわゆる認識が異なってる中で、それを認めた上でもさらに調停の手続に入るといことは会社としては判断ができませんでした。

いずれにしても、その提案は拒否はされたわけですね。

そうですね。

結論的にはね。

はい。

#### 乙A第10号証を示す

この申立書の中の12ページの(3)のところで、出資義務を負っている申立人と相手方大洋社がTMKに対して資金拠出をしないことに主たる原因があつて、その点TMKに責任はないというような記載があつて、原告と三菱地所の出資義務があつたのにそれを履行しないという、そういう出資の違反があるんだということを申し立ての理由としてるんですけども。

その義務という使い方についてはちょっと私も、すいません、よく分かりませんが、出資しないとやはり先に立ち行かないといったことをそういう表現であらわしたのではないかと思います。

そうすると、別に、大洋が出資義務違反をして、そのためにTMKが行き詰まったと、こういう趣旨じゃないということではないですね。

そうです。

それから、1月15日に一応建物の引き渡し期限が来ますよね。

はい。

それで、そのときに、K Oパネルの問題があったとしても、まず引き渡しを受けると。で、その後に手直しなら手直しするという形ではできなかったんですか。

先ほどの主尋問で申し上げたとおりなんですけれども、やはりK Oパネルの問題は単なる手直しというよりも、これから安全性について国土交通省のほうでテストをして、それでだめだったらもう一度張りかえるみたいな話でしたから、そのような状態で安全性に問題のある建物の引き渡しを受けるという判断はあり得ないと思っておりました。

結局、K Oパネルの問題って、具体的にはどんな瑕疵があったんですか。

要するに、私もちょっと技術的なことで細かいことは分かりませんが、K Oパネルのいわゆる仕様といいますか、国土交通省が認めてる仕様と異なる仕様でK Oパネルをつくったということなので、そのところはいわゆる不適合な状態だったと。防火上、不適合な状態だったという話だったと思います。

それは相当安全性に問題があるんですか。

その仕様どおりじゃないから安全性に問題がどうか分からないという状況でしたので、それは恐らくその後鹿島さんがテストをされて、安全性に問題がないことを確認するという実験とかをされながら半年ぐらい時間がかかったんだと思います。

三菱地所設計さんのほうから、使用には問題がないんだと、こういうメールが来てますよね。

それは、設計図書上、K Oパネルがどういう状況にあるかということが設計図書上に明記されてないという話だと思います。K Oパネルで



つくるということしか書いてないということだと思います。KOパネルがこうこうこういう構造でということは設計図書上にあらわれてないという話だと私は記憶しておりますけれども。

使用する上で問題ないということは、引き渡しを受けても。

あっ、今の私が言ったのは仕様という。

じゃなくて、私が質問したのは使うという意味での使用。使用する上で問題ないという連絡が来ましたよね。

いや、ちょっとそれは、私、記憶ございませんが。

記憶ないですか。

記憶ないです。はい。設計上の問題ではないというお話はしてたんだと思います。設計上の仕様書には、そこには入ってないということをお話ししたのがもしかしてミスリーディングされたのかもしれませんが、ちょっと、私、直接当事者じゃないんで分かりませんが。

いずれにしても、鹿島が事実上占有してるという状態じゃなくて、一旦は。まあ、瑕疵は修補したということでもいいです。一旦は引き渡しを受けて、その後に鹿島の工事代金の抵当権を設定するとかいう処理の方法というのは幾らでもあるんじゃないかなかったですか。そういう方法をとられなかったというのは何か理由があるんですか。

結果としてそういう手法もあるのかと言われたらあったのかもしれませんが、余りにイレギュラーな取引なので、当時はそういうことは考えておりませんでした。

#### 乙E第9号証を示す

先ほどの使用上問題がないということは、これは三菱地所設計から地所さん宛てに出てる文書で。

1月14日ですね。

はい、1月14日ですね。

はい。

で、建物使用については問題ないと考えてると。ただし、今後行政上云々とありますけども、だから一応14日の段階では使用上問題ないでしょう。

それはただ認識をそうだと思ってるという話を、認識を表明されたんじゃないですかね。

だとすれば、15日に一旦引き渡しを受けて、例えば直すならそれから直すとか建物の登記もして抵当権設定するとか、いろいろ方法はあったと思うんですけど。そうすれば、今後、第三者に売るとか、いろんなことを展開する上でもよかったんじゃないんですか。

私、地所設計の人間ではないんで当時の認識は分かりませんが、ただ、その後、いわゆる通常の仕様の、KOパネルじゃないものが耐火性について問題がないかどうかをテストまでして半年ぐらいかかっているという話なんで当時の認識はそうだったかもしれませんが、後から振り返っても、それをチェックする必要があるという状況だったと思いますので、そのときの判断は本当に一般の判断だと私は思っております。

そのまま留置させて引き渡しを受けないという形でよかったと。

はい。安全性に問題があるということで、どこか、例えば建具に何か不都合があるとかいう軽微なものではございませんから。

これは鹿島建設との別の件で鹿島建設が主張してる中に出てるんですけど、平成21年11月19日の会議で、三菱地所は鹿島に対して、工事代金の支払いについては決して迷惑をかけないから竣工に向けて予定どおりやってくれと、こういうふうに言われてると。こういうことを鹿島に言ったということとは聞いてますよね。

私、まだそのとき直接担当はしておりませんのでちょっとよく分かりませんが。

こういう裁判になってから事実を確認したかと思うんですけども。

あっ、そういう話は聞いた記憶はございます。

それで、これは鹿島建設のことだから三菱地所さんがということやないかもしれないけど、鹿島建設としたって留置してたって代金の支払いがそれで当然出てくるわけじゃないんだし、三菱地所さんが、代金の支払いは迷惑かけないと、そういうことをおっしゃってたんなら、地所さんのほうへ、工事代金どうするのよと、こういうことでいろいろプレッシャーをかけては来なかったですか。

私が1月に交渉を担当してからはもちろん鹿島さんのほうともいろいろと今後のお話をしなきゃいけないので協議をしておりましたけれども、直接請求を求めるみたいな態度を鹿島さんはとったことはございません。

迷惑かけないと言ったのにどうしてくれるんだというようなことは一切言われてないんですか。

それは、大変なことになったということはいろいろと言われましたが、それが直接その代金の請求を地所がせよというお話では聞いてはおりません。

じゃ、強くそういうことを求められてもいないということですか。

いや、もちろん何とかしてくれという話があります。何とかしてくれというのが、地所が払えという話はさておき、この状態を解消するように努力してくれというお話は受けておりますし、そのために私も動き回っておりました。

ただ、地所がその分を払うということは確約してないですな。

それはTMKの債務ですので私どもが支払うという筋ではないと。法的にはそういうことだと思っておりますし、鹿島さんもその立ち位置でいろいろとお話をされてたと思います。

甲第42号証を示す

これは22年1月16日の書面ですけれども、ここで、要約を言いますと、1月29日には保証金の支払い時期になるんだと。だから、保証金返還請求権に抵当権を設定するという契約になってますから、それを設定するのに必要な書類を送ってくださいと、こういう内容の文書なんですけれども、これはごらんになってますよね。

はい、見えます。

それで、その中に三菱地所のクレジットを利用して資金を調達して支払いを下さいよということも言ってるんですけども、こういう通知が16日に来て、駒田さんのほうとしてはどういうふうにこの対応は考えてましたか。

先ほども申しましたけれども、これから、要するに差し押さえではないですね。この保証金の支払い期限も来ますし、引き渡しについてもいろいろと問題があるし、そしてその後保証金の差し押さえといったこともほのめかしていらっしゃいましたし、その個別のことをいろいろお願いしてももうこの問題は根本的に解決しないなと思っておりましたので、そういう要求は要求としてさておきながら、どういうふうに解決するか一緒に考えましょうというスタンスで臨んだと思います。

それが先ほど言った1月28日の提案ということになるわけですか。

はい。その後も提案してるとは思いますが、そういうことでございます。ただ、先ほども聞きましたけど、その案というのは具体的に金額も明示されてないし、鹿島ともまだ協議はしてないという内容なんで、もうここまでせっぱ詰まってきたて、もっと具体的に、地所が買うなり新会社をこうやってつくって幾らで買うと。先ほどのお話だと、借地契約はそのまま引き継ぐということなんだから、そういうのはもう決められたら決められるはずじゃなかったんですか。

交渉していく過程でいろいろと、どこら辺だったら合意して話し合いが進めていくことができるかという過程でのそういうご提案ですので、それがまだかちつとした提案でないというのはそのとおりだと思いますけれども、大洋社さんのご意向も伺いながら、どういうところに落としどころがあるのかなということをだんだんと曖昧なものから具体的にしていきたいというふうに思ったその途中の書面だと思います。

途中といっても、その前に伊藤さんが提案をしてというのは御存じですよ。買い取りの提案を。

はい。

このときは具体的な金額も書かれてたわけですよ。なのに、駒田さんの提案ではそんなの書かれてないわけでしょう。なぜもっと具体的に詰めた、こういう形で新会社をつくって買い取りますというのを出せなかったんですか。

そのところは最初、私が担当する前からなんですけれども、私の印象としてはなんですけれども、一方的にこれでどうですかみたいなお話をするのがなかなか、うまいこと話が通っていかないんで、ここはうちがこれっきゃないみたいな案を考えるより一緒に案をつくっていきましょうというスタンスでやったほうがお互い納得性があるのではないかなというふうに思って、決めきりみたいに、この月までこうやってどうですかみたいな形で、かちつとした形でご提案させていただいたということではございません。

駒田さんの陳述書の乙A第25号証の4ページのところで、東銀リースから破産手続の申し立ての代理人や事件番号の開示も拒否されたと。で、地所としては苦慮したんだと、こういうことが書かれてますけれども、なぜ特管者である地所に対してまでそんなことまで拒否したんですか。

いや、私もそれは想定してなかったので私に聞かれても分かりませんが、事実そういうことだったということです。

それに対して駒田さんとしては、おかしいだろうと。なぜうちに言えないんだということを強く要求はしたんですか。

それは何度も口頭でも書面でも抗議しております。

なぜ言えないんだということは何か言ってましたか、見上氏のほうは。

監督官庁との関係でというお話は事あるごとにお話に出ておりました。監督官庁の関係があるからといってその申立代理人とか事件番号も三菱地所さんには言えないんだと、こういうことですか。

それ自体私も当時はおかしな対応だなというふうに思いましたけれども、現実にはそういう回答でございました。

三菱地所としても破産には反対であったということだと言ってますね。

はい。

じゃ、最終的には破産しないでどうしようというふうに駒田さんは考えておられたんですか。

ですから、当時は、私も1年間ぐらい調停に入る前堀内社長といろいろとお話をさせていただいてたんですけれども、やはり第三者に物件を渡すか、あるいは新しい器をつくってそこでやっていくかといったような手法でやっていくしかないのかなというふうに思っておりました。

三菱地所もしくは新会社で買い取るという考え方、これをやめたというか、そういう方向をやめたのはいつごろの話ですか。

私どもが買い取るというご提案を、調停のときには一度そういうお話もさせていただいたような記憶がございますが、やめたというか、要するに、事あるごとにお話があったのは、社長が謝らないとその先の話には進まないということを何度も繰り返しおっしゃってらして、それは協議をする中で検討していきましょうというようなお話をさせていただいて、その繰り返し繰り返しをしていましたので、その時々

で出した提案が時にはTMKであったり、あるいは堀内さんに引き取っていただくんであったり、あるいは私どもが引き取るなりといった提案をそれぞれその場その場にに応じてさせていただいたということだと思いますが。

簡単で結構ですけど、先ほど、和解金か解決金か、3億円払うと。

はい。

ほんで、新会社で引き取ると。で、金額は提示してなかったというお話でしたよね。だから、その金額をね。幾らで建物を引き取りますよと。新会社はこうですよという具体的内容を出されたことはあるんですか。

金額というのは、条件横滑りで新しいTMKという、新TMKの器に移すということなんで、金額が幾らというか、それはいろんな請負契約とか。まあ、請負契約についてはいろいろあるかもしれませんがけれども、借地条件とかいうのはそのときには現状横滑りなんで、金額がどうこうというのは今言った解決金以外の話は余りなかったんじゃないかと思ってるんですが。

そういう話はしてない。

はい。

原告代表者

駒田さんが私のほうに初めて見えたのは2010年、平成で何年ですか。23年ですか24年ですか。西暦で2010年ですね。1月の8日。

はい。

そのときに駒田さんが見えたときに、これは大事な会議だからお互い記録に残しときましょうということでお互いの録音テープを机に置いてやったというご記憶ですね。

私どもは録音しておりません。

だけど、机の前に私が置いたのは御存じですね。

はい。社長は録音するというお話をされて、私どもは録音してないという状態でした。

私のほうは内緒で録音したんじゃないですね。

ええ、ちゃんとこちらにもお話を。

私はそんなひきょうなことしませんから。

はい。

そのときに、これは私が言うんですが、三菱地所は特管者として勝手なことばかり今までやってきたと。そしたら、あなたもそれに同意して、確かに三菱地所は特管者の建前を使って好き放題やったと。だけど、もうそれは今後は、きょうからとおっしゃったかな、きょうからは共同事業者として大洋と一緒によく話し合っただけでやっていきたいと、そういうことをおっしゃってるんですけども、それはご記憶ありませんか。

恐らく、私がお話しした趣旨というのは、今まで通常の状態であればほとんど特管者で全ての問題が対応できるわけなんですけれども、それがこういう非常にイレギュラーな状況になったので、それをどうするかということは共同事業者間でじっくりお話をしていかなきゃいけないようになってますねという、そういう私の認識をお話ししたんだと思います。

でも、その前に三菱地所は特管者の建前を使って好き放題にやったということをお話はしておっしゃってますけども。

私がそういう言い方をしたかどうかはちょっと今、私、記録を読んでないんで分かりませんが、好き放題をしたというお話をしておりますかね。

ええ、やっておられます。

ちょっとすいません。記憶にございません。

昨日も、私、録音を聞きました。



ああ、そうですか。

はい。

好き放題というか、当時は、今さっきもお話ししたように。

まあ、それはそれで結構です。じゃ、次に行きます。今の話の前後に、伊藤さんがその前年の11月26日に私のほうに出された買い取りの提案書。大洋が買うか、あるいは三菱が買うかと。で、大洋が買わなけりゃ三菱が買いますよと。大洋が買う場合はこういう条件です、三菱の場合はこういう条件ですとおっしゃってますね。

はい。

それは全部ゼロクリアだと。もうチャラだとあなたはおっしゃった。

はい。

なら、代表取締役専務がうちに来てわざわざ約束、しかも書面です。正式にちゃんと判こを押して書面で約束されたものをあなたは。伊藤さんからのあの連絡によると、連絡係というように来ておられるんです。連絡係のあなたがそんなことを勝手に、専務が決定したことをチャラにできるんですか。

決定というか、それは交渉の段階でご提案をさせていただいたことなんで、正式な代表取締役として機関決定したものを正式提案の段階まで行く前の段階でのお話なんだと思います。で、私もメッセージャーではなくて、私は交渉担当者のつもりだったんですが、なかなか堀内社長に認めていただけなかったという話がございますが、私もちゃんと社長から受任をして、委任状も携えて、もう一度交渉を、いろいろとこじれたところを一からもう一度構築していきましょうという意味合いで、今までいろいろと、今さっきも言ったように一方的に「これどうだ、これどうだ」というお話をしてましたんで、それはとりあえずゼロクリアしてもう一度お話し合いを一からやってみませんかという趣旨でお話をさせていただいております。

今おっしゃいましたね。おたくの木村社長から委任状まで私に渡したと言うの、あなたは。

はい。

そんなもん一切もらってませんよ。

ご提示しております。

もらってない。

本紙をお渡ししております。

じゃ、まあ、よろしい。もしそれならば、社長から全権を委任されたのであれば、あなたが何もかも決められるはずでしょう。

はい。そのとき、委任状の下に機関決定はする必要がありますということが一文あったことを結構気にされてたことをご記憶ございませんか。

いや、それにはないんや。ほかのは書面に全てあなたはそのことを書いてる。

いやいやいや、その委任状を。まあ、分かりました。結構です。

それと、その後、小野真路執行役員、当時ですね。あの方が3月3日にうちに提案書類を送られましたね。

ああ、当時の部長ですね。はい。

で、あなたは、あのことを私が話ししたら、「いや、もうあれは小野が大変な失礼な手紙を出して」と。あれはと言うと、あなたはこれについては初めから謝罪の意味のことをおっしゃってますけども、それはおっしゃいましたね。

はい。振り返って、結果からいくと、こちらの提案の仕方がやはり合意を形成する上では余りいい形の提案になってなかったというところはあったんだと思います。それもございましたから非常に一方的だということでお叱りも受けてたということもございますので、そういうふうなご不快な思いをさせてしまったということは私は堀内社長のほうに謝った記憶がございます。

あれは、小野さんのあの手紙以降が一層悪化する原因になったんです。

はい。

三菱さんが住友さんの紹介で来て、資金を集める話も借りる話も重要な事項は皆三菱さんが主導して、うちと交渉して、そして大体三菱さんのおっしゃる線。まあ、土地の値段については若干うちの言い分を聞いていただいた。その他はもう全部、あなたのおっしゃるとおり、うちの言うたことは皆とらなかつた。特にあれは日建設計が深い関係やったから、日建設計も言うてきたら、これも同意された。だから、そのずっと前でしたけども、うちはあの工事を中止せないかんと。これからまだまだ賃料も下がるよと。それも無視。それはあなたの特権でそうなさったと。ですから、我々のほうは、基本合意書に入ってるように、三菱さんは重要事項を全部ご意見持っていらっしゃるわけです。合理的な理由があればということがありますけど、合理的な理由なんて、幾らでも三菱さんは立派な会社と親密なつき合いがありますからできますわ。大和証券の子会社の大和不動産でも。ですから、そういうことで、駒田さんが縷々いろいろ提案した提案したとおっしゃるけど、あなたの話は、今おっしゃったように、皆最後の締めくくりの話は全部会社の機関の決定がなかったらできませんと言う。そんなもう時間のない、せっぱ詰まった場合は、会社の機関に全権委任してもらって、大体これを選んでこういうふうにして、この範囲でやってますよとやってくれな、時間もうないんだから。そんな明日保証金を払う日にね。1週間も2週間も前に解決案提示しますなんて言っておられた。それも解決案じゃないでしょう、一日前に言うてきて。まだ賃借も決まらない。それとか、どっかに入ってたけども、駒田さんはこの三菱と鹿島と一緒に新TMKをつくると。それが買うんだと。しかし、大洋は決まってないと。せやけど、私のほうの三菱は限りなく、限りなくやったかな、ハードルが高いと。もうほぼできないという意味だ。そんなできないようなものをなぜうちに。それが解決案なんですか。

すいません。何のハードル。私から質問していいんですか。ちょっと質問の。

いや、28日の日にあなたがこれが解決案として持ってこられた、新会社をつかって三菱と鹿島でやるというあの話です。あのときに、あの書面以外に録音がされてるわけや。会話の状況がね。それにちゃんとあなたははっきり言うてます。

ハードルが高いと。

ハードルが高い。

裁判長

質問の趣旨は。その28日に何でそんなハードルが高いようなものを持ってきたんですかと、そういうことですね。

原告代表者

そう。それが解決案だとその前から言うておられたわけ。

裁判長

じゃ、ちょっとそういう質問だとして。

これから鹿島さんにも納得していただく必要がありますし、鹿島さんも当時はかなり気分を害してたというか、そういう状況でございましたので、これから鹿島さんとの対応というハードルがありますよというお話をさせていただいたんじゃないかと思うんですけども。

いや、鹿島じゃない。三菱と言いました。

ああ、三菱のハードルが高い。

はい、三菱は。

すいません。そこ、記憶ございません。申しわけないです。

じゃ、必要があれば、また録音テープの起こしを出します。それで、そんなものを29日に払わないかんということは、そもそもこの保証金はもう2年も前にうちのほうがもらうもの、うちの特別の好意で、TMK、三菱地所を

支援するためにうちがああの超低利の資金で協力したわけでしょう。もう2年、平均すると2年ですよ。

はい。

しかも、それが1月になってきてあなたへ何回も、私のほうから内容証明を2回も3回も行ってます。

はい。

それにろくに返事をせんと、そのあげくの果てが月末。最初は22日か23日とおっしゃったけども、それがまた延びて結局28日だと。それで出されたのが、これが解決案だと。それは解決案じゃないやん。こういう夢物語です。実態はね。それが解決案ですか。

そこは本当に私の説明不足と交渉力のなさで申しわけないんですけども、私が当時思ったのは、先ほどから申しましたように、こちらから。まあ、いろんな期限があって、例えば保証金支払いまでに何とかしなきゃいけないとかいうスケジュール感でやると、また一方的にどーんと話を持っていかなきゃいけないんで、ここのところはもう一つ一つのデフォルトは仕方がないなというふうに思って交渉してたんです。ですから、合意できたところから積み上げてって、どんな形になるかどうかを社長とお話をさせていただきたいというつもりで私は何度もお伺いをしてましたけれども、それが社長から見ますと、実態のない、何かわけの分かんない提案をされて時間を潰されたということをご不快に思ってるとしたら、本当にそれは申しわけございませんでした。

そんな2回も3回も4回も同じことを言っていらっしゃるんで。それで、あなたは大洋は木村社長の謝罪を求めるばかりでちっとも進まなかったようなこともちょっとおっしゃいましたけども、あなた以外の方も皆おっしゃってますけども、あなたはその1月8日のときに、木村社長は謝罪をするけども、

謝罪をするについてその謝罪の仕方を目下社内で検討中ですと。謝罪をすることについて反対していらっしやらない。ただ、謝罪の内容を検討すると、そういうふうにおっしやってるわけです。ですから、何も謝罪を三菱地所は拒否してないんですよ。内容なんですよ。その内容はおっしやらなかった、結局最後まで。

それは、すいません、私もそこまで記憶がないんですけれども、謝罪を前提に交渉はできませんというお話はさせていただいてると思います。ただ、謝罪をしたらどんな内容になるのかということは、またそこはお話ですねということはさせていただいたと思います。いろいろと、すいません、いろんな他社さんの事例とかを見させていただいて、私から見ると結構それは衝撃的な内容でございまして、これが私の目にも触れるのかなというふうにも思っております、そういう問題とは私どもの問題は違いますよねというお話をさせていただいて、もし仮にそういう謝罪をするということになっても、こういう内容じゃなくて、その内容についてはこれから話し合いをさせていただかなければいけませんよねというふうに言ったつもりだったんですが。

まあ、よろしい。もう一つだけ。木村社長は、謝罪に調印するには大洋の和解書と一緒にあって、同時なら可能性は十分あるとかするとか、そういうことをおっしやってますけども、それは覚えていらっしやいますね。そういう話。

はい。和解の条件とその謝罪については同時並行で、一括してお話し合いをさせてくださいということを私は堀内社長のほうにお話しした記憶がございます。

いや、話し合いはその前です。同時であれば調印をすると。話し合い、和解の条件が整えば、そしたら同時に謝罪も一緒にすると。

ですから、その両方。調印という話はあれなんですけど、書面を出すとしたらどういう書面にするかという話はさせていただいたと思います。要するに、今まで出していた内容がひとり歩きして、これと同じものを出せと言われてたら困りますんで。ですけど、もう謝罪することが前提でというお話は私はさせていただいてないつもりなんですけれども、そういうふうを受け止められたとすると、それはちょっと私の説明の仕方が悪かったのかもしれない。

謝罪と同時に和解も調印するならできるかもしれないと、そうおっしゃってる。

だから、かもしれないという話なんじゃないですかねえ。

それと、先ほど3億円の話が出ましたね。和解金を出して。

はい。

あのときも私は一度、たしかあのときやったと思うんです。そのときに、これはちょっと検討に値するなということ、一度あなたにそれを進めようというような話を私はしたと思うんです。それと、今の話で、「じゃ、同時に謝罪も一緒にやりましょう」と、何かそういうことを言ったと思うんです。そしたら、すぐにあなたは、一日二日、あるいは三日だったか知りませんが、上司に却下されたからこの話はチャラにしたいと、何かそういうことをおっしゃっていた。

それは記憶がございません。

だけでも、3億円の話はあったんでしょう。

3億円の話は文書でも出してると思います。

ねっ、あったでしょう。

はい。ただ、その話が3億円なのか何億円なのかみたいな話が。その後たしか、私、シンガポールに行ったときも3億円じゃなくて何億円だみたいなお話をされてらしたんで、あの話はそのままずっと続いてたんじゃないかと私は記憶しておりますけども。

あのときは、あれは私のほうが、あなたが誠実な態度を示さんからもうきょうの会議はやめときましょうと。うちも提案を受けるのを、この提案書はもうバツにしましょうと。バツにしてペケしたものをあなたに渡しましたね。シャングリ・ラ ホテルです。午後3時ごろです。あなたは、部下の杉山さんやったか、2人で来られた。

ただ、行って叱られてバツテンをつけられたという記憶はございませんで、その後も社長は当社にいらして、その後のことについて私とお話し合いをさせていただいてたと思いますので。

その後、またうちのほうから提案しましたね。

ですから、その提案を受けて、バツテンはついてましたけど、それはそれとして、我々のほう。

いや、それとは別にですよ。その後。

すいません。ですから、それで何か3億円の話が没になったという記憶は私にはないです。

以 上